

## 市立学校で発生した体罰事案について

堺市立学校において、児童生徒に対する不適切指導（4 件）があったため、令和 5 年 10 月 16 日（月）、17 日（火）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、いずれの事案も体罰事案の認定を行いました。

関係の児童生徒、保護者の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、教育委員会として体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止の徹底に取り組みます。

事案の概要等については以下のとおりです。

### 【事案 1（市立小学校の事案）】

#### 1 体罰事案の概要

令和 5 年 9 月 14 日（木）、被害児童（以下、A）が掃除時間に給食時のことで苛立ち、前席の児童（以下、B）に対して自分の机を思いっきり押してぶつけ、ぶつけられた B が机と机の間に挟まる形になり、床にうずくまって泣いた。その様子を見た当該教諭は、A の机を誰もいない方向に向かって蹴り、そのまま A の左頬を右手で 1 回叩いた。

#### 2 事案発生後の対応

- ・令和 5 年 9 月 14 日（木）、当該教諭は机に挟まれた B を直ちに保健室に連れて行き、その後、校長に上記事案について報告した。
- ・その後、報告に基づき校長が当該教諭に事実確認を行い、教育委員会に報告した。また、教頭・主幹教諭・養護教諭が A 及び学級の児童に事実確認を行った。
- ・同日、当該教諭が電話で A の保護者へ説明し、謝罪を行った後、A にも謝罪を行った。その後、学級の児童全員に直接謝罪を行った。
- ・同日、校長、当該教諭が A の自宅に訪問し、A 及び A の保護者に直接説明と謝罪を行った。

#### 3 被害児童の状況

A にけがはなし。

### 【事案 2（市立中学校の事案）】

#### 1 体罰事案の概要

令和 5 年 7 月 19 日（水）、図書室で読書感想文の本を選ぶ際、被害生徒（以下、C）は左肘を床について横に寝そべる形で本を読んでいた。その状況を見た当該教諭は歩いて近づき、「立てや」と言いながら右足甲で、C の右太ももと臀部の間付近を 1 回蹴った。

## 2 事案発生後の対応

- ・令和 5 年 9 月 6 日（水）、当該教諭は別件で学校を訪問した別生徒の保護者から、本事案を含む学校の対応について指摘を受けた。
- ・令和 5 年 9 月 8 日（金）、同保護者から当該教諭に「C が本事案のことを塾の講師に相談し、塾の講師が学校及び教育委員会に連絡すると言っていた」旨の連絡があり、当該教諭は本事案の重大性に気付き、校長に報告した。その後、校長は当該教諭に事実確認を行い、教育委員会に報告した。
- ・再度、校長、生徒指導主事が当該教諭に事実確認を行った。
- ・同日、校長、当該教諭、生徒指導主事が C の自宅に訪問し、C 及び C の保護者に直接説明と謝罪を行った。

## 3 被害生徒の状況

C にけがはなし。

### 【事案 3（市立中学校の事案）】

#### 1 体罰事案の概要

令和 5 年 9 月 15 日（金）、当該教諭は授業中に生徒（以下、D）の机の下に落ちていた消しゴムのケースを拾い、D に渡したところ、「前席の被害生徒（以下、E）が投げてきた」と言ったため、横を向いて座っていた E の前に立ち、左足脛で E の右足膝の下あたりを蹴った。

## 2 事案発生後の対応

- ・当該教諭は授業後、E に謝罪を行った。その後、当該教諭は学年主任に事案を報告し、E の保護者に電話で説明と謝罪を行った。放課後、学年主任と当該教諭が経過を教頭に報告した。教頭は、当該教諭に事実確認を行い、教育委員会に報告した。
- ・令和 5 年 9 月 19 日（火）、学年主任、学年教員が E に事実確認を行った。
- ・翌日 9 月 20 日（水）、E の保護者が来校し、校長、当該教諭が直接説明と謝罪を行った。

## 3 被害生徒の状況

E にけがはなし。

### 【事案 4（市立中学校の事案）】

#### 1 体罰事案の概要

令和 5 年 9 月 20 日（水）、当該教諭がグラウンドで体育大会のラインを引き終わった際に、被害生徒（以下、F）が当該教諭に対し、しつこく質問を繰り返したことに当該教諭は腹を立て、「お前なんか生徒じゃない」「殺す」等の発言をし、F の首の下位を二度押した。

## 2 事案発生後の対応

- ・近くにいた教諭らがFと当該教諭を引き離し、教頭に上記事案について報告した。現認した教諭らが、Fの首を確認したところ、首の左側に少し赤みを帯びていた。
- ・同日、教頭が当該教諭に事実確認を行い、生徒指導主事がFに事実確認を行った。その後、校長が教育委員会に報告した。
- ・同日、校長が当該教諭に事実確認及び指導を行い、校長、教頭、当該教諭がF及びFの保護者に直接説明と謝罪を行った。

## 3 被害生徒の状況

Fにけがはなし。

### 【事案1～4における今後の対応】

- ・今後、教育委員会において、当該教諭の処分を検討します。
- ・全ての教職員の体罰根絶への意識を徹底するよう研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組めます。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話：072-340-3478 ファックス：072-228-7421
----------------------------	--